

飯田市森林経営管理制度実施方針

令和2年12月1日施行

令和4年10月1日改正

1 趣旨

飯田市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、飯田市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう飯田市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- ・飯田市の森林面積は 55,599ha で、うち私有林は 40,362ha（森林の約 73%）となっている。
- ・私有林人工林面積は 16,437ha で、戦後積極的な拡大造林が進められた結果林齢は 60 年生を中心とした資源構成となり、本格的な利用伐期を迎え、搬出間伐や主伐等木材の安定供給及び主伐後の更新を行い森林資源の循環利用を進める時期となっている。
- ・人工林の中で所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）は 4,147ha あり、そのうち令和元年度の時点で 3,550ha が間伐等の整備が必要な状態にある。
- ・財産区や生産森林組合などの団体が管理する森林は、その多くが奥地に存在し、近年は世代交代や意欲の低下などにより管理が難しくなっている団体も出てきている。
- ・林業経営は主に飯伊森林組合による森林経営計画で管理されているが、その森林経営計画は、58 団地（区域面積 7,750ha）であり全体の私有林面積の 14%にとどまっている。
- ・また、住民の生活基盤や市街地に近い部分には、地域からの防災・減災や環境保全に対する森林の期待が高い一方、規模が零細の個人所有林が分散して存在しており、これらの里山は境界の明確化が進んでいないため、所有者の特定が難しく、整備を要する森林ではあるが事業体等の林業経営としては成立し難い。この結果、所有者の関心が森林から離れ、放置森林や竹林等が多くみられる。
- ・様々な林業活動を支える基盤として林内路網（林道、林業専用道、森林作業道）の開設は主に山間集落の連絡部や水源林、林業経営地で年々進んでおり、市内の路網密度は 373m/ha となっている。人工林が集中している地域であっても林業経営計画区域や一部の財産区有林を除いては路網が到達しておらず、搬路が得られないことから林業経営での管理が困難な森林が多く存在する。

(2) 課題解決に向けての基本的な考え方

- ・飯田市では、森林経営管理制度の趣旨に沿って、林業経営の効率化と経営管理のなされていない森林の適正管理への誘導を、①林業経営森林 ②暮らしを支える森林 ③その他管理による森林に区分し、それぞれの目的達成への誘導を行うこととする。
- ・それぞれの区域については、関係者の意見を聞きながら分析と設定をする。

○林業経営森林

○暮らしを守る森林

水源涵養、土砂流出防止、暴風対策などを目的とした森林

○その他管理による森林

保健やレクリエーション等を目的とした森林

また、これらの区域の分析と設定をするため、森林の資源情報や地形、路網情報等を分析・整理した森林プランニングマップ作成を実施する。

【林業経営森林】

- ・当面は林業経営が可能な場所から意向調査を実施し飯田市の主伐を含む循環的な森林の管理を行い林業の活性化を促す。
- ・財産区に代表される自らが管理する森林のうち、林業経営が可能な部分については、森林経営計画等による継続的な管理を促す。
- ・現在森林組合が森林経営計画を策定している団地及び林業経営適地については、管理を継続してもらうとともに、森林経営計画策定の拡大を促していく。
- ・特用林産物生産林など木材生産以外の林業経営が行われている森林などは、自立した管理を促し支援をする。

【暮らしを守る森林】

- ・防災減災や環境保全の観点から森林整備が必要な箇所は、林業経営適地を除き経営管理制度の対象とし、境界明確化などの条件が揃ったところまた緊急性を勘案し、市町村森林経営管理事業により森林整備を進める。
- ・また、上記の区分によらず地籍調査が済んでない場所については、意向調査の優先度の高い場所から所有境界の明確化について進めていく。
- ・市町村森林経営管理事業の実施に際し、「飯田市森林管理規定」を別に定める。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 林業経営可能地域として除外する森林

- ・公有林（県・市有林）
- ・財産区有林
- ・団体有林
- ・森林経営計画樹立森林
- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・キノコ等特用林産物等の生産により林業経営が成り立つ場所及び候補森林
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある森林

イ 対象森林の絞り込み

【林業経営森林】

- ・森林プランニングマップから林業経営の可能性のある区域（皆伐再造林が可能な区域）を抽出する。
- ・上記の結果について地域の林業関係者と協議を行い、森林経営計画への誘導を進める区域を決定する。

【暮らしを支える森林】

- ・人工林からアの林業経営可能地域及び森林経営計画への誘導を進める区域を除き、過去

10年間に施業履歴のない地域を絞り込みの対象森林とする。

- ・次に、飯田市の水源林・住民の生活に直結する防災減災及び環境保全のために整備が必要な地域、具体的には市街地域の住宅地に比較的近い森林で飯田市のハザードマップの土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）並びに土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、急傾斜地崩壊危険区域の森林を対象に抽出する。
- ・上記によらず、調査を進める中で防災減災機能の向上等が必要と判断される地域が確認された場合はその地域を随時追加して抽出する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積 4,147ha（絞り込み前）
- ・対象森林の資源構成 別表のとおり（作成中）
- ・対象森林の位置 別紙図面のとおり（作成中）

※上記面積のうちプランニングマップ等による検討を行い、(1)イにより対象森林を決定する。

(3) 意向調査の方法・スケジュール

- ・森林の所有境界を明らかにするための基礎資料として、令和2年度から森林境界案図作成を開始する。

【意向調査の本格的実施（令和3年度以降）】

- ・林業経営森林のうち、優先度の高い地域から順次意向調査を実施することとする。
- ・林業経営森林の調査が完了後、暮らしを守る森林の意向調査を実施するが、施業箇所の団地化がなされ、かつ森林所有者の同意がある場合にあっては、前述の順にかかわらず早期に調査を実施するものとする。
- ・調査方法は、飯田市在住者にあつては地域の状況によって個別対応（個別訪問、地域での説明会の開催等）も検討する。

4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・林業経営が可能で、調査を実施した結果、森林所有者が管理を他者に任せる旨の意向を示した場合は、森林組合等の林業経営体に森林経営計画の策定を斡旋することとするほか、必要に応じ市が経営管理権を取得し、長野県が公表する「意欲と能力のある林業経営者」に経営管理実施権を設定し、経営管理を委託する。
また、森林経営計画の樹立を促進するため森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・既存の森林経営計画に接した森林等は、既存の計画に取り込むことにより効率的に経営できるよう既存の経営計画作成者に斡旋する。
- ・水源林及び防災減災や環境保全のための施業が必要な森林については、飯田市による主体的な整備を進めるか、市内の林業経営体に既存の制度による整備を斡旋するかを検討することとする。
- ・飯田市で主体的に整備を進める場合は、森林境界案図に基づき現地の境界明確化を実施した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・市町村森林経営管理事業による整備を行う場合において、森林所有者より現に管理を受託している既存の林業経営体がある旨の申述があつた場合は、当該林業経営体への委託を検討する。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・飯田市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。
- ・森林環境譲与税は飯田市森林経営管理基金に繰り入れ、実施に当たっては、基金を繰り戻しし原資とする。また、当該基金は、森林経営管理制度の実施のほか、市内森林整備の促進や林業の振興について森林環境譲与税の趣旨に沿って使用する。

6 その他特記事項

- ・対象森林については、随時見直しを行うとともに、見直しに当たっては地域の林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、市民が閲覧できるものとする。
- ・実施方針においても、林業関係者の意見等により、随時更新を行う。
- ・意向調査や現地調査の結果は、積極的に森林簿に反映することとし、森林や林地台帳の精度向上に努める。
- ・これらの業務は、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を行う。また、南信州地域の町村とも連携し情報の共有などを必要に応じて行うこととする。